

私立高等学校の授業料等を

2つの制度により支援します！

就学支援金（授業料の支援）

以下の算定式により計算した額により判定を行い、支給額を決定します。

【算定式】※ 政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算する。

算定基準額 = 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

【支給限度額】

世帯収入（目安）	算定基準額	全日制・定時制	通信制（定額制）	通信制（単位制）
年収590万円未満	154,500円未満	396,000円	297,000円	1単位あたり 12,030円
年収910万円未満	304,200円未満	118,800円	118,800円	1単位あたり 4,812円

※ 算定基準額が304,200円以上(年収910万円以上)の場合は、対象外になります。

軽減補助金（授業料や施設整備費等の支援）

以下の3つの要件を満たしている世帯が対象になります。

- (1) 子どもが奈良県内の私立高等学校等※に在学していること
※ 通信制の課程は、県が認可した学校の本校及び県内に設置した面接指導等実施施設に限る。
- (2) 保護者等が奈良県内に住所を有していること
- (3) 算定基準額304,200円未満の世帯 又は 算定基準額304,200円以上の多子世帯（23歳未満の子を2人以上扶養する世帯）

【就学支援金と合わせた補助限度額】

世帯収入（目安）	算定基準額	全日制・定時制	通信制
年収910万円未満	304,200円未満	630,000円	321,000円
年収910万円以上の多子世帯	304,200円以上	59,400円	

申請手続きは、在学する学校からの案内に従って、手続きを行ってください。

【問い合わせ先】

- ・申請手続きや授業料等の取扱いについて：在学する学校
- ・制度の詳細について：奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課私学係（0742-27-8347）